

難病患者等への障害福祉サービス等の利用について

平成25年4月より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。これに伴い、これまでの障害者・児からさらに**難病患者等**も障害福祉サービスや相談支援等の対象となりました。

対象の範囲について

身体障害者手帳の有無を問わず、厚生労働省より示された難病等（約130疾患）に罹患し、日常生活や社会生活に支障をきたしている方が対象となります。

なお、障害福祉サービスについては、原疾患、年齢、利用希望するサービス内容によって介護保険サービスが優先される場合があります。

支給対象となる障害福祉事業

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 障害児通所（入所）支援（18歳未満）
- ・ 相談支援
- ・ 補装具
- ・ 地域生活支援事業

☆申請については、各事業の必要書類に加え、対象疾患が分かるもの（主治医の診断書又は特定疾患医療受給者証等）が必要となります。

手続きや制度利用に係るお問い合わせは、下記担当まで御連絡下さい。

いきいき健康推進課 ☎28-5800（内線139）

〈東通消防署からのお知らせ〉



屋根の雪おろしや除雪には十分ご注意を！！



冬が本格的になり寒さも一段と厳しく、日々の雪かきには皆さんため息が出ていることと思います。そこで消防署が、除雪時の注意事項をまとめたものを、お知らせします。

① 防寒対策を万全に！

・冬は心筋梗塞や脳卒中が増加する傾向にあります。暖かい場所から急に寒い場所へ行くことにより血管が収縮し血圧が上昇してしまうことが考えられ、これを防止するには防寒対策をしっかりと、温度差を少しでも減らすことです。暖かい服装での雪かきを心がけましょう。

② 雪かきは複数人で！

・毎年ニュースでよく見る雪かきでの死亡事故。多くの原因は1人で屋根に登り雪かきをして落下、屋根から落ちてきた雪に埋まり、発見が遅れることによるものです。除雪による事故を無くすためにも複数人で雪かきを心がけましょう。



お問い合わせ
東通消防署 27-2199



水質検査結果のお知らせ

平成30年1月11日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：一般社団法人 青森県薬剤師会衛生検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
平成30年1月11日	大平滝浄水場	水質基準に適合
平成30年1月11日	岩屋浄水場	水質基準に適合
平成30年1月11日	野牛浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)